

協力事業者を募集します！

清川村では、ふるさと納税制度を活用し、村への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、村外に在住の寄附者に対し、お礼品として贈呈する商品やサービスを提供する協力事業者を募集します。



1 募集の要件

協力事業者及び返礼品の主な要件は次のとおりです。

事業者の要件

- 原則として、村内に本店や支店、事業所、工場等があること。
- 生産、製造、販売、サービス提供等に関係する法令等を遵守していること。
- 村が委託する取りまとめ業者との連絡が電子メールで取れること。
- 代表者や役員等が、清川村暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等、もしくは暴力団員等と密接な関係がある者でないこと。
- 返礼品を活用し、村をPRする意欲があること。
- 村税等に滞納がないこと。

返礼品の要件

- 村の地域振興につながる要素をもった商品やサービス。（国の定める地場産品基準に適合するもの）
- 品質、数量において安定供給が見込めるもの。（期間・数量限定のものは除く。）
- 飲食物は、商品到着後5日間程度の賞味期限が保証されるもの。
- 食品衛生法、商標法、その他関係法令等に違反していないもの。



返礼品の価格設定

返礼品の設定価格は、商品代、梱包に要する費用、消費税相当額を含みます。なお、寄附金額は、設定価格が寄附金額の30%以内となるよう村で金額設定をします。

【例】

設定価格3,000円 ⇒ 寄附金額10,000円
(返礼率30%)

設定価格5,000円 ⇒ 寄附金額17,000円
(返礼率29%)



2 協力事業者のメリット

- ☆ 清川村のホームページやチラシ、村が契約しているふるさと納税ポータルサイトに商品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。
- ☆ 寄附者への返礼品発送時に自社・製品等のパンフレットを同封ができ、PRが可能です。
ただし、パンフレットの送付は、返礼品発送時の同封のみとなります。
- ☆ 返礼品代及び送料は、村が実費負担します。



3 返礼品取りまとめ委託先

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、配送等にかかるデータの管理、クレーム対応等に万全を期すため、村では返礼品取りまとめ事業者として、次の事業者に業務を委託します。

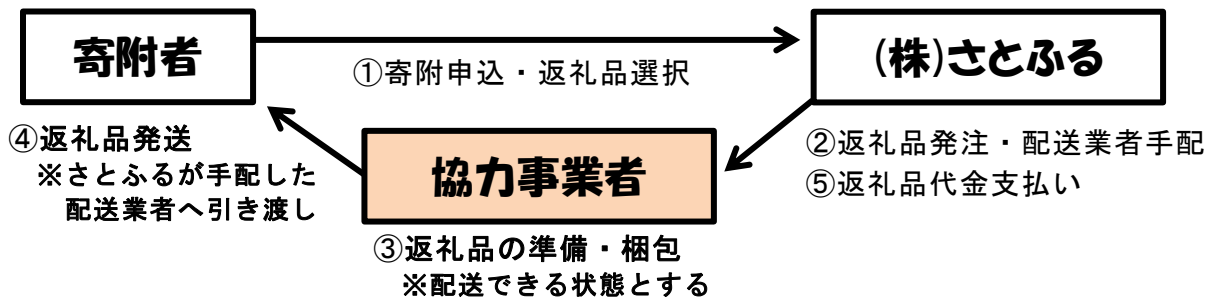
委託事業者

株式会社さとふる



〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
TEL: 03-6680-2766 (サポートセンター)
ふるさと納税サービスサイト <http://www.satofull.jp>

4 返礼品発送までの流れ



5 協力事業者の申込方法

「清川村ふるさと応援寄附金推進事業協力申請書」に必要事項を記入の上、①返礼品の紹介文書、②返礼品の写真を添えて、税務住民課まで提出してください。

なお、協力事業者として決定後、委託事業者の「(株)さとふる」と返礼品取引に係る契約を別途締結していただきます。

【お問合せ先・申し込み先】

清川村役場 村づくり観光課 商工観光係

〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地

TEL 046-288-3864 FAX 046-288-1909

E-mail kankou@town.kiyokawa.kanagawa.jp

